

とみか'

2016.1 平成28年
1月25日発行
No.160

編集：議会広報委員会
発行：岐阜県富加町議会

〒501-3392 岐阜県加茂郡富加町滝田1511
TEL 0574 (54) 2111

町議会だより



12月2日に地元選出の国会議員に対して、陳情活動を行いました。写真は参議院議員渡辺猛之さんに要望書の説明をする板津町長と富加町議会議員の皆さん。(参議院議員会館にて)

CONTENTS

議長新年のごあいさつ	2
第6回定例会	2
選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	2
町条例の制定	2
町条例の一部改正	3
平成27年度一般会計・特別会計・水道事業会計補正予算	3
平成27年度上半期水道事業報告	3
町政Q&A 一般質問 6人が登壇	3~17
東京陳情、議員全員視察研修報告	18
議会の動き・編集後記	22

富加町議会本会議の様子は、富加町ホームページの中の富加町議会→議会録画映像でいつでも見ることができます。

新年のごあいさつ

富加町議会議長 佐曾利 敏



町民の皆様には、輝かしい二〇一六年を迎え本年が希望に満ちた年になることをご祈念申し上げます。

さて、昨年は国際社会経済の変動には目を見張るものがあり、国政の対応等にも大きな進展がありました。「農は国の基なり」と言われるように、私たちの富加町も農業振興を中心として発展してまいりました。その根幹を揺るがすような

組みが、環太平洋の国々が参加して合意がなされました。今後、日本の農業の行方と農政のあり方に不安は隠せません。そして、少子化と超高齢化社会が進行する中、社会保障の確保のあり方など、常に関心を持っていかなくてはなりません。今、富加町では今後十年を見通した第五次総合計画を策定しています。人口の減少は避けられませんが、「住んでいて良かった明るく活力のある町」づくりに向けて審議をしています。今後、富加町においては、特に福祉

の各施策や公共施設の維持管理に多額の財源が必要になると思われます。貴重な限りある予算を必要とするところ、無駄と思われるところを慎重に検討し、町民皆様方のご理解が得られるよう議会活動を運営してまいります。最後になりましたが、町民皆様方の幸せを常に願いつつ新年のごあいさつといたします。



平成二十七年第六回定例会

十二月八日から十一日までを会期として第六回町議定会定例会が開催されました。

町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙、町条例の制定二件、町条例の一部改正三件、平成二十七年富加町一般会計・特別会計補正予算三件、報告一件が上程され、慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

人事案件

▽富加町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

任期満了に伴う富加町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙が行われたの方々には決定しました。(任期は四年です。)

選挙管理委員会委員

高須 章彦さん

(下羽生)



木下 富美枝さん

(駅前)



松井 佳之さん(栃洞)



長沼 庄一さん(本郷)



選挙管理委員会委員の補充員

横山 信義さん

(下羽生)

山本 洋平さん(駅前)
大矢 みゆきさん

(絹丸)

日比野 美幸さん

(大山)

条例の制定

▽富加町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定

マイナンバー制度の開始に伴い、個人番号を町の独自の事務に利用する場合、同一機関内で特定個人情報提供を行う場合及び同一地方公共団体の他機関(例えば教育委員会)との間で特定個人情報提供を行う場合は、その旨を規定した条例が必要となるため制定するものです。

(全員賛成・可決)

▽富加町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定
人口減少対策の推進に必要な財源を確保し、人

口減少対策の推進に係る経費の財源に充てるために基金を創設するための条例の制定です。
(全員賛成・可決)

条例の一部改正

▽富加町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び富加町消防団員等公務災害補償条例の一部改正

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されるに伴う関係条例の改正です。
(全員賛成・可決)

▽富加町税条例等の一部を改正する条例の一部改正

地方税における法人番号の取り扱いについて、納付書及び納入書には法人番号を記載しないこととされたことから必要な改正を行うものです。
(全員賛成・可決)

▽富加町介護保険条例の一部改正

マイナンバー制度の開始により、介護保険料の徴収猶予や減免を申請する場合に個人番号の記載が必要となったこと及び、所得証明書などの添付が省略できるようになったことに伴う改正です。
(全員賛成・可決)

補正予算

▽一般会計補正予算(第六号)

三百六十万一千円を追加し、歳入歳出それぞれ二十九億三千三百二十万八千円とするものです。歳入の主なものとして

は、岐阜県すべての人に優しいまちづくり市町村体育施設改修補助金二百万円、木曾川右岸施設緊急改築事業返還金四百九十三万三千円などを増額し、一般会計出資債四百三十万円を減額するものです。
歳出の主なものとしては、強い畜産構造改革支

援事業補助金百三十五万円、町営住宅修繕料百万円、中学校組合分担金百二十三万一千円などを増額し、保健指導嘱託員報酬百三十四万五千円、水道事業繰出金四百三十万円を減額するものです。
(全員賛成・可決)

▽後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)

三十三万二千円を追加し、歳入歳出それぞれ五千五百五十六千円とするものです。歳入として保健基盤安定繰入金三十三万二千円を増額し、歳出として、後期高齢者医療広域連合納付金三十三万二千円を増額するものです。
(全員賛成・可決)

▽水道事業会計補正予算(第二号)

資本的収入について、工事負担金(町補助金)を四百三十万円減額し、企業債借入金を四百三十万円増額するものです。
(全員賛成・可決)



第六回定例会の一般質問は、十二月十一日に六名の議員から十二件の質問が行われました。

その質問の要旨と答弁は次の通りです。

Q 交通安全設備(カーブミラー)について

【渡邊 圭太議員】

小中学校に通う児童生徒たち、特に小学生の児童においては父兄や見守り隊の人たちに引率され、さらに先生やPTAの皆さん、そして民生委員、

交通安全地区委員など多くの方に見守られ、その安全を確保されています。富加町においては、通学道路のカラー舗装を充実させるなど環境整備は相

当進んでいると思われま

す。しかし、危険とはどこに潜んでいるかわかりません。

そこで、今回の質問においてはカーブミラーについてお伺いしたいと思います。

交通安全対策に欠かせないのがカーブミラーです。町内においては私自身、確認はしておりますが、町外を車で走行していますと角度が余り適切でなかったりするのを見かけたりしたことがあります。町内には何基ものカーブミラーが設置されておりますが、このカーブミラーの保守点検

保守管理について、現在の設置管理数、特に通学路においての設置管理数をお伺いいたします。また、新たなカーブミラーの設置の有無とその

設置基準についてお伺いたします。

二つ目として、曇らないカーブミラーの導入についてお伺いたします。カーブミラーは、あくまでも補助的な設備です。見通しの悪い交差点では通行者自身が細心の注意を払い、カーブミラーに頼らず一時停止をし、自分の目で安全を確認するのが原則です。しかし、徒歩で登校する小学生や自転車

で登校する中学生は必ずしもそういった場所

で一時停止するとは限りません。特にカーブミラーの鏡面が湿気などで曇っていたり、寒さで霜がおりていたりすると非常に危険な状態になります。

このような箇所には、氣象条件に左右されないで曇らないカーブミラーの設置はできないもので

しょうか。一基当たりの単価は高くなりますが、そのような場所はそう多くはないと思います。毎年少しずつ改善していければと考えておりますが、

この曇らないカーブミラーの導入についての御意見を伺いたします。続きまして、カーブミラーの管理シールについてです。

これまでに問い合わせがあったかどうかはわかりませんが、カーブミラーの破損や向きの不具合、また古くなった鏡面がよく見えないなどの町民からの問い合わせはどのように行われているのでしょうか。不具合のあるカーブミラーを見つけた際に、現在の何も表記のないカーブミラーですと、その場所やそのカーブミラーを特定するのに時間を要します。そこで、管理番号シールによる管理方法の導入について伺いたします。不具合のあるカーブミラーを見つけた際に、番号を町に伝えるだけで、どこに設置されたどのカーブミラーなのかを町側が判断でき、迅速な対応が行えるようにするため、カーブミラーに識別

用の管理番号と担当部署の連絡先を記したシールを張りつけてはどうでしょうか。

A

【井戸総務課長】

現在、町が管理するカーブミラーの総数は二百基でございます。そのうち小学校の通学路沿線に設置しているカーブミラーは六十四基となっております。

お尋ねのカーブミラーの管理につきましては、設置箇所を住宅地図に落とししたもの管理台帳として利用しております。大型自動車などの接触や強風などにより見えにくくなったミラーの角度調整など簡易な修繕は担当課で行っておりますが、柱の損傷などの大きな修繕が必要な場合や新規の設置、経年劣化によりミラーの更新等につきましては業者に発注を行っております。今年度の実

見えにくくなっているようなものを見かけられましたら御連絡をいただければと思います。

さて、議員が御提案の管理シールにつきましては、現在、町が設置し管理するカーブミラーには

設置管理者が町であることがわかるように富加町または備品管理標というようなシールを張っております。このシールには番号は付しておりませんが、町民の皆様からの問い合わせに対しましては、先ほど申し上げました管理台帳で対応できるようにしておりますので、どここのの交差点というような言い方をいただければ可能かと思っております。さて一方、カーブミラーの設置基準につきましては特段設けておりませんが、自治会等からの要望を受けた後、職員が現地を確認し、必要に応じて当該年度の予算の範囲内で設置や更新を行っております。今年度の実

績を参考に申し上げますと、自治会からの要望による新規設置が三基、更新が一基、その他に担当課において更新が必要と判断したものが一基でございます。

また、曇り防止カーブミラーの導入につきましては、議員でございますが、議員御質問のとおり価格が通常のミラーの約二倍以上ということが高額であることから、現在のところ設置の実績はございません。しかし、御指摘のとおり見えてこそそのカーブミラーでございます。年間を通じて良好な視野を維持できる防曇カーブミラーの導入につきましては、試験的に設置することも含めまして今後検討を進めていきたいと考えております。さて、

Q 富加町の教育について

【渡邊 圭太議員】

小学校六年間、中学校三年間の義務教育期間九



変重要なことだと思えます。

小中一貫教育といっても新たな校舎を建設して教育を行うのではなく、富加町には現在、富加小学校と双葉中学校の各一校ずつが比較的近い距離にありますので、私としては富加町においては小中一貫教育ではなく小中一貫連携教育を考えております。もっと言えば、保育園、小学校、中学校の連携教育です。

そこでお伺いたします。保育園、小学校、中学校の連携教育について、それぞれのように捉え、富加町の教育推進においてどう位置づけているでしょうか。富加町独自のカリキュラムを作成し、独自の指導法、評価法を構築していくことが大事だと思われませんが、富加町の現状はいかがでしょうか。

また、連携教育のために今後どのように取り組んでいくのか、お答えをお聞きしたいと思います。

【山田教育長】

富加町では、保育園から小学校へ、小学校から中学校へスムーズな接続、一貫した支援のために、保育園、小学校、中学校、そして子供に携わる町内全ての機関が連携していることが大切だと考え、取り組んでおります。

連携強化のために現在どのようなことが行われているか、説明をさせていただきます。

まず、双葉中学校と双葉中学校区五つの小学校、そして保育園の代表者が集まり、町独自のジョイント会議というものを実施しております。年二回行われるこの会議では、双葉中学校校区の小中学校間並びに小学校と保育園とで子供の様子を見合うことや各学校、保育園の指導内容や指導方法を交流することをしています。

徒の様子を知り合うことがまず何より大切だと考えています。入学前、そして入学後の児童生徒の様子を見ながら、気になることや対応の仕方、家庭環境について交流をしています。

また、指導重点項目として家庭学習、話す・聞く力、挨拶は双葉中学校区の全ての学校で大切に取組んでいます。

このジョイント会議は年二回の開催ですが、それ以外にも夏休み中小学校の先生が保育園での保育実習を行います。保育園の様子や保育の方法などを知り、新一年生への指導方法、かわり方に生かしています。保育園とのつながり、違い、重なりを考慮し、入学後の段階的な指導を行うために、富加小学校ではスタートカリキュラムというものを作成し、保育園から小学校へのスムーズな移行を目指しています。

また、今年度は伊深小学校で行われましたユニ

バーサルデザイン授業の研究会、双葉中学校で行われたカウンセリング研修会、Q U活用研修会に双葉中学校校区の先生方が参加し、ともに学び合う場も大切にしています。

富加の子供たちにかかわるのは保育園や学校だけではなくありません。ことばの教室や児童センターなど関係機関も含めて連携し、子供を見守り、育てることが大切だと考えております。その連携強化するために、富加町内の子供にかかわる機関の代表者が集まり、気になる子供の様子を交流しながら必要な支援について検討する子育て支援ネットワーク会議というものを偶数月に実施しています。奇数月には実務者による乳幼児連絡会を実施しています。

また、地域における子供たちは小学校や中学校までの縦のつながりを大切に取組んでいます。中学生の子供会リーダーの育成としての研修や講

習会を開催しています。また、中学生が地域の一人としての存在を自覚したり、リーダー性を発揮し、小学生を優しくまとめることで中学生には先輩としての意識、小学生には中学生への尊敬の念が育まれます。さらに、縦のつながりを大切にすることで中学校へも安心して入学することができると考えています。

今後も学校、教師間、子供に携わる関係機関の連携、地域の子供の縦のつながりを大切にした教育を推進し、富加の子供たちが安心して学校に通い、伸び伸びと成長していく姿を目指したいと思います。

Q 太陽光発電の実施について

【井戸 亨議員】

太陽光発電、再生可能エネルギー特別措置法の制定により、現在、太陽光発電所の建設が急速に進んでいております。

富加町内でもいたるところにソーラー発電所を見かけるようになりました。あの東北の大震災から脱原発が言われ、再生可能自然エネルギーである太陽光発電の設置が推奨されているのが現状であります。設置場所は、個人の家の屋根に設置されているほかは比較的大規模で、工場用地、農地、耕作放棄地を雑種地に転用して建設されているのが現状でございます。

特に開発が激しいのが川小牧地区であります。ことし四月からこの地区の変貌ぶりには大変驚かされております。設置者

を見ますと、この地区の住民の方もお見えですが、最近増えているのがこの地区から町外へ転居され、土地の有効利用のために建設されたケースが大変あります。町の固定資産税の収納という面からいえば、農地の税額より雑種地の税額のほうが高いため、町の税収、収納という面では有利です。反面、土地の所有者にすれば納税額がふえます。一旦建設すれば、あとのメンテナンスが農地より格段に減り、土地の有効利用につながるためにソーラー発電を決定されたのでしょうか。

太陽光発電所は多くの場合、建造物でないため建築規制が適用されにくいこと。それ自体、騒音や排ガス等も出ないことから、開発を制約する法令が比較的少ない。このことが太陽光発電所の建設を後押ししています。しかし、建設をめぐる各地で近隣住民の権利との関係で建設が制約され



ている場合が各地で出ております。太陽光パネルからの反射光をめぐってのトラブル、景観権をめぐるとのトラブルが各地で発生しております。

富加町においては自然環境の維持保全を図る目的で景観形成基準を策定し、沿道の緑化、敷地内の緑化、敷地外周辺の緑化に努め、施設を設置する場合はあらかじめ事業計画について町との協議をし、その同意を得た上で実施するという道筋をつくるべきと考えますが、そのことについてお聞きをいたします。

A

【足立建設課長】

富加町内においては、二〇一三年から現在まで、家庭用を除く十七件の比較的大きな太陽光発電所が建設されているところがございます。

さて、議員から御質問ありました太陽光発電所に伴う景観形成基準の策

定と事業計画の町との協議について説明をさせていただきます。

まず、景観形成基準につきましても、全国的に太陽光発電所に関する景観基準を策定しているケースは非常に少なく、歴史的建造物が建ち並ぶ地域や世界遺産周辺部など観光資源豊かな地域において設置高さやパネルの色など基準を定められており、客観的に見て特に必要である地域に限られているのが実情でございます。

以上の理由から、富加町においてそのような景観基準の必要性について考えますと、現在のところ特に必要ではないと考えます。

次に、事業計画についての町との協議についてでございます。

議員おっしゃるよう太陽光発電所は建築物ではないため、都市計画法や建築基準法に抵触しないため設置の許可は不要でございます。しかし、

富加町では、富加町開発指導要綱に準じ、事業区域面積千平方メートル以上の富加町における太陽光発電所計画については開発行為に当たる可能性もあるため、事業者さんと事前協議を行い、計画について確認をしております。事前協議は、基本的には地元自治会等への周知及び同意を前提に、事業内容の確認を行い、開発協議申請の必要の有無を判断します。一団の土地で区画形質の変更が伴う場合や区画形質の変更は伴わず土地の利用目的の用途を著しく変更する計画については開発行為に該当するものとして、協議後に開発協議申請を行っていただくこととなります。それ以外の案件については、事前協議の内容が不備なく適正であれば、その計画について町として承諾することとなります。

以上が太陽光発電所の計画を把握するための事務の流れでございます。

現状の事前協議は、質問趣旨であり富加町との事業計画の協議と同じ意味であると考えるところから、改めて別の協議を行うというところは現在のところ特に必要ではないと考えます。

富加町の第四次総合計画では、良好な自然環境の保全と適正な開発との調和により秩序ある土地利用を推進しております。今後も太陽光発電所を初めとする開発等事業者との事前協議を綿密に行うことで、適切に事業が行われるよう引き続き指導に努めてまいりたいと思っております。

Q 既存の条例の点検について

【井戸 亨議員】

条例は一旦でき上がるとそれが常態となり、制定時にその条例を必要とした事情や理由が年月の経過とともに消滅したにもかかわらず、そのまま存続している場合が多い

と思います。そんな事情と惰性のもとに不要な規制が続いたり、今となつては存続しない組織が形式上温存されたりしております。この種の無駄は早急に排除しなければならぬと考えますが、いかがでしょうか。

例規のチェックをし、既に役目を終えた、また時代に合わなくなった条例をいつまでも存続させることは住民にとって迷惑と言わなければなりません。これからつくる新しい条例をつくる際には、施行後三年ないしは五年、十年として失効する旨の条文を盛り込んでいかなくてはと思います。この点についてお伺いをいたします。

A

【井戸総務課長】

議員御指摘にあります例規の中には、条例、規則、要綱と既にその役割を終えたまま廃止手続等のなされてないものも散見をされるところであり

ます。通常の例規関係事務におきましては、過去に制定されました条例等で現在その適用がないような場合でもそのままのことには特に問題はありませんが、今後、調査の上、不要と判断したものににつきましては廃止等の手続を行っていきたく考えております。特に条例にあっては議会の議決が必要でございます。議員各位の御協力をよろしくお願いをいたします。

なお、議員が御提案の施行後三年、五年、十年等の期限を設けて失効する規定を設けてはとのことでございますが、条例は多くは上位の法律に規定のあるものが多く、一概に期限を設けるわけにはいきませんが、対応できるものであれば検討も可能であると考えております。



Q 本議会、全員協議会、委員会等に於ける質問の回答について

【梅村 登次議員】

民間企業は何の事業をするのにも事業にかかわる費用、利益を稼ぎ出さなければ企業として成り立ちません。行政は、貴重な税金を使つての事業ですので、それに見合う効果を上げ、かつ町民の皆様へ報告しなければなりません。

私は、少しでも効果があがるように前向きに検討していただきたいと思いで質問しているつもりでございますが、ただく回答は事業の説明、結果の報告としか思われません。たまにはいいことも言っているつもりですが、検討、実行するようになりたいとの回答がございません。先輩議員から、これは以前一般質問した、あれも前に質問したということは何度も聞いてい



ます。やはり前向きな回答がないために誰もが同じ質問を繰り返しているのではないのでしょうか。できるできないとの明確な説明がなく、事業の説明、報告の回答だから何回も繰り返しになるのはありませんか。

私の質問で同様の思いをしたことを述べます。まず、十月に実施されました防災訓練について九月定例議会の全員協議会で総務課長より、十月十八日に実施する防災訓練の説明がございました。大平賀地区を対象に、集中豪雨による土砂災害

と津保川の氾濫浸水による避難指示の発令による避難訓練の実施により、避難所及び避難経路の周知と避難誘導訓練に加え、土砂災害警戒情報の発表や避難勧告等の発令についての防災講習会を実施することにより、住民の防災意識の高揚を図り、災害の防止及び軽減に資することを目的とするという説明でございました。その折、私は、命令に値する避難指示による訓練については関係機関との伝達、参加する機関が少な過ぎるのではとの質問をいたしました。今年度はこのままで行いたいとの回答でございました。

結果、どうだったでしょうか。本当に有意義な訓練だったのでしょうか。

参加機関のうち、西公民館の消防団、我々議員は何も役割がなく、防災講習会に参加しただけでした。津保川が増水しての訓練でしたので、土のう等の訓練に参加してもよかったですかと思えます。

また、防災講習会は資料の画面が小さくわかりづらいところに、この富加町大平賀地区、大山地区の情報も少なく、広範囲での説明でよくわからない講習会であったと思います。

メインの避難訓練はどうでしょうか。訓練が終わった一週間ぐらい後に参加された大平賀の方からこんな意見を頂戴しました。「この間、津保川の氾濫で避難指示による避難訓練に参加しましたが、何でわざわざ氾濫して危険な津保川の大山橋を渡って、それも大平賀にある避難所は高台にあるのに、それよりも低い西公民館への避難はどういうことだとみんな言っていました」との御意見でした。我々議員も避難されてこられたのを見て同じ意見でしたと申し上げました。

もう一つ、子供たちは日ごろの訓練どおりに非常時でも行動します。それを身につけるために、学

校では実際に想定した訓練を繰り返し繰り返し実施しておられると思えます。今回の訓練に参加した大平賀地区の子供たち、もし実際に避難指示が出たら西公民館へ避難してくるのではと心配いたします。

六月議会で答弁された滝田地区の防災訓練は平成二十四年九月でしたとのことでしたが、それ以来、私は富加町で防災訓練を受けていません。我々も繰り返し訓練をすることが一番肝心なことではありませんか。

また、職員の参集訓練の伝達に問題があったように聞いておりますが、これは私の初めての一般質問の際、伝達が一番難しいと申し上げました。職員だけでも難しいという事は、他機関、団体等々にはなおさら難しいことが想像してもらえたら質問させていただいたかがあります。

また、この訓練、六月の議会時に十月十八日と

報告を受けています。時間は十分にあったと思いますが、もう少し計画を練り直されたら効果のある訓練になっていたかもしれません。

もう一つです。次に、九月議会で各施設の利用状況について質問いたしました。

休日、利用可能時間等を見直され、有効利用ができたらの思いでしたが、回答は最初に申し上げましたとおり、現在の状況の説明のみです。また、その説明も間違っています。キャンプ場の駐車場はいつでも自由に開け、自由に利用できるとの回答でしたが、間違っております。入り口には「当駐車場において自動車、バイク等を持ち入るの迷惑行為はかたく禁じます。行事がないときは午後七時から翌朝八時三十分まで出入り口を閉鎖いたします。富加町教育委員会」との大きな注意書きがございます。

A

【河合教育課長】

に自助、共助、公助とあります。一旦災害となりますと、最初にやはり自分の命は自分で守っていただくということ。次に自治会や地域での助け合いである共助、そして公助という順になるかと思えます。来年度の計画につきましても、まだ詳細について決定していませんが、できますれば自治会の自主防災組織を中心とした防災訓練の実施をお願いしていきたいというふうなことは思っております。訓練に至る前での地域での話し合いによる、例えば要配慮者への対応など、地域での課題、また地域での避難場所、避難経路、そういったものの検討についてもお願いをしていきたいと考えております。

各施設の利用時間及び休館日につきましては、利用者からの御要望を聞きながら行っていきたい旨の御回答を差し上げておりますが、さらなる施設の有効的な利用を図る上においては、スポーツ推進審議会及び自治会体育委員研修会等の皆さんに御意見を伺う必要もあると考えております。

また、各施設の費用対効果の件でございますが、議員も御存じのことと存じますが、御提示した資料の施設の中に子育て支援センター、ことばの教室、学童保育及び児童センターは貸し館以外の施設でございますので、こうした施設は子育て支援を進める上では極めて重要な施設であり、費用対効果がどうかという判断はできませんが、事業としては十分な効果があらわれていると思います。

半布ヶ丘公園の駐車場

の件につきましては、風紀上及び防犯上の理由から、現在の表示方法となっておりまして、表示方法については今後検討させていただきたいと思っております。

悪天候等による体育施設の使用判断につきましては、グラウンド使用については町から委任したグラウンドキーパーに判断していただいております。テニスコートにおいては、使用中に雪や降雨が多くなった場合と積雪がある場合には使用を禁止しております。コート上の雪が完全に解けるまでは利用者の安全を考慮し、使用を禁止しております。

タウンホール、地区公民館及び海洋センターの各施設においては、幅広い年代の方や他地域の方々から各スポーツに参加しておられます。また、文化部門においては各種団体及び自主グループの講座を開設し、町民の方々が生涯学習の活動の

場として活用されております。

運営費に見合う利用方法についてお尋ねですが、地区公民館等については町民の皆様が気軽にスポーツに親しむ施設でありますし、タウンホールで行う文化講演事業につきましてもは地域住民の方々に生の芸術に接する機会を提供する目的で実施しております。

公共施設の運営につきましては、当然のことではありますが、利益を求めない活動が前提になっておりません。利用時間や休館日の変更も必要な対策ではあると思われませんが、現在実施してみえますスポーツ活動や講座等について継続していただくか、また指導員の育成も図りたいと考えております。



Q プレミアム商品券の効果について

【梅村 登次議員】

十二月末で使用期限になるプレミアム商品券の効果についてお尋ねします。

販売当初、総務課長にプレミアム商品券の効果を知りたいとお聞きしました。販売時に購入者にアンケート用紙と一緒に渡してあるのでとのことでしたが、果たしてそれで効果がわかるでしょうか。実際に商品券が使われた全ての取扱店に聞かなければ効果はわからないと思えますが、どうでしょうか。

A

【足立産業環境課長】

御承知のとおり、本年度実施しておりますプレミアム商品券は、国の交付金を財源に地域消費の喚起を目的として実施しており、町商工会を事業主体としまして去る七月五日に三千五百セットを発売しまして、今月三十一日を使用期限として、現在八割強の方が使用されているところでございます。

御質問の効果、検証については、販売後に購入者世帯にアンケートを御依頼し、十一月末現在、四割ほどの回答を得ております。継続を希望する

私も地元の取扱店に状況を聞きました。「たくさんプレミアム商品券は使ってもらっています」とのことですが、肝心の昨年と比べて、また商品券発行前と比べて売り上げはと聞きましたところ「全く売り上げは上がっていない、何も変わっていない」とのことでした。

貴重な税金を使った事業であり、来年の早い時期に結果をお示しいたいただき、また評価をされ、もし有意義な事業であったのなら来年度も町独自で何らかの計画をするようにできませんか。

声も多く届いております。購入者アンケートには、商品券がきっかけでふだんの買い物以外のものを購入されたかというところをお聞きする設問もありまして、これによりまして購入者ベースでは平年と比べ消費が喚起され、効果があったと考えるのも一つかと思えます。また、取扱店の皆様には一月上旬の回収をめぐりにアンケートを実施したいと考えております。

こうしたアンケートを一月早期に取りまとめ検証しまして、来年度の実施については、発行部数、方法、それからプレミアム率等の見直しを含めて、議員の皆様とも御相談しながら検討したいと考えております。

Q 来年の町長選の出馬予定は

【梅村 和芳議員】

早いもので私との町長選を制し、来年五月には板津町長は改選期を迎え



られていきます。その間、私とは政治手法は異なるものの無難に町政を運営され、町民の皆さんからの非難の声も耳にしません。そういう中で、来年の町長選に再度出馬されるおつもりがあるのか否か、まず単刀直入にお尋ねします。

もし出馬されないのであれば、議会としても後任人事を考えねばならず、早い段階での決断をお願いしたく存じます。

また、それに関連して出馬されるのであれば、以下のことを確認したく思います。

一、この三年半余りの町

長としての自己評価をどのようにされているのか。

二、町長報酬の三割カットは引き続き継続されるつもりがあるや否や。

三、退職金制度は引き続き継続されるおつもりがあるかどうか。

特に三の退職金については一期四年で二十カ月分が支給されることになっていきます。議員年金については平成二十三年六月に廃止となり、掛金の半額町負担はなくなりまし

ました。一方、町長の退職手当金については引き続き継続され、その掛金は全額町負担となっております。はた目から見ると不公平感もあり、これは廃止すべきだと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

隣の尾関市長は当選後に、みずから辞退されたとも聞いていますし、全国的にもそうした自治体が増えてきているように聞いていますので、ぜひお考えをお聞きしたく

思います。これについてちょっと補足したいんですけど、町は副町長いません。収入役制度もなくなりまして、町長と教育長が常勤の特別職ということになっております。そして、四年たてば二十カ月分が退職金と支給されているわけです。一年に換算すれば五カ月に相当するわけですね。ですから、簡単に言えば一年に十二カ月のものが十七カ月分、報酬として受け取ってみえるということでございます。

これが、一般職員の退職金というのは三十五年以上勤務した方が、最高町の条例によりますと五十二・四カ月でございます。三十五年以上です。それが四年勤めれば二十カ月分の退職金ももらえる。どうもこれは普通から見ればやっぱり納得しがたいといえますか、そういうものがあるんじゃないかなど。

それで、そうするならば、私から言わせれば、もう退職金制度をなくして、給与を大幅にアップしたらいんです。今、たしか六十二万だったかな。板津町長は三割カットされておりますけど、それを七十万、八十万にすればいいんじゃないかと。これをなせしないかといったら、恐らくは町長報酬、特別職の報酬を大幅に上げると住民感情としてよくない。それが結局、退職金という形で隠れみののような形に今なっているんじゃないかなというふうな気がしてなりません。透明性を高める意味からも、ぜひこれは是正していただきたいな。

それで、教育長を一例にとりますと、教育長の場合、仮に若いうちに教育長に就任すると、一般職から。そうなりますとどうなるかといったら、一時的にこれは一般職です。それから退職するわけですね。そうすると、退職金

は少ないわ、年金も掛金も特別職になりますから少ないわけですね。そういう意味では非常に気の毒な面もあるわけです。ですから、それもある意味で報酬を逆に上げてやることによって、その分ぐらいの充当はできるというような形に私はすべきじゃないかと個人的には思っています。

A

【板津町長】

まずもってお礼を申し上げます。大変ベテラン議員の梅村議員から出馬について御質問いただき、本当に感謝を申し上げます。ありがとうございます。ご

平成二十四年六月に私は富加町長に就任をさせていただきました。早いものであと半年ほどで四

年を迎えようとしております。私は、この三年半の間、町民の皆様、そして住民の代表である議員の皆様、また職員にも支えていただき、「継続的に自立した活力ある自治体を目指します」を町政運営の基本理念として、町政全般にわたって全力で取り組んできたところがあります。

また、私は立候補に当たって富加町長選挙としては初めての試みでもありますが十項目のマニフェストを「住みよいまち富加町を目指して」と題して町民の皆様にお示しをさせていただきました。

このマニフェストにつきましては、六期二十一年間の議会経験の中で温めていたもので、人口増対策を政策の中心に据え、町政全般、行財政改革や福祉政策、教育政策、産業振興政策、インフラ整備等を進めていくのが今後の富加町のあるべき姿であると考えていたもので、この考え方につきま

しては、現在、政府が進めております地方創生にもつながるものと考ええるものであります。

今後も富加町が人口増対策に必要な施策を実行すれば十分成長が見込め、今以上に魅力ある町になると考えております。それが富加町の健全で調和のとれた発展に必要な不可欠なことであると考えるのであります。

さて、自己評価についてお尋ねでありますけれども、町民の皆様との約束でもある私のマニフェストについては、四年間という限られた任期の中で継続中のものも含めおむね達成できたのではないかと考えております。これらの公約が達成できたのも、議会の皆様や町民の皆様の応援のおかげと改めて感謝を申し上げます。その中で主なものを挙げるとするならば、光ファイバーの町内全域導入というIT環境を他町村並みに引き上げるとい

う公約が達成できたこと。これは公約の中でも一番実現の可能性が低い案件として大変心配して、その分、非常に力を入れてきたものでありますけれども、多くの関係者の御協力によって実現をできました。多くの若者やとりわけ町内事業者の方から感謝の言葉をいただいたのが大変印象に残っております。

また、上下水道料金の見直しによる約一〇%の引き下げ、そして子育て支援としての保険料の減免・無料化については、子育て中の若いお母さんたちから大変喜ばれていること。また、町営住宅跡地の有効利用のための滝田住宅跡地再開発事業の実施につきましましては、ジャスタウン滝田として来年一月の販売開始に至ったことは、今後、富加町の定住化の一端となると信じております。そのほか積極的な情報公開として町ホームページの充実や町長交際費の公開

そしてこの本会議のネット中継等に取り組むことができました。

マニフェスト以外については、新たな教育事業として始めた富加小学校の東北大震災の被災地研修は絆の研修として富加町の子供たちの心に残ることはうれしい限りであります。そしてまた、昨年十月に誕生した富加町のマスコットキャラクター「とみばん」が大変好評で、今後も富加町をPRしていく新しい顔として活躍してくれると信じているところであります。

また、ごみ袋の値下げや介護保険料が県下最低の料金に設定できたことは、福祉政策の面でもその成果が出てきた結果であると感じております。その反面、国民健康保険税については、本年四月から値上げを余儀なくされたのはじくじたる思いであります。マニフェストにつきま

しては、申し上げましたとおり、皆様に支えられおむね順調に進んできたと考えておりますが、国と地方が一体となって取り組みを進める地方創生に向けて、富加町も引き続きチャレンジを続けていく必要があると考えております。特に人口減少や少子・高齢化といった富加町が直面している構造的な多くの課題があることも事実であり、その解決に向けて今後とも継続して努力していく必要があると考えております。

次期町長選挙の出馬予定については、多くの町民の皆さん方から続けてほしいという続投要請を受けており、後援会とも相談しなければと考えておりますが、現在は選挙管理委員会の選挙日程も未定であり、残された在任期間中、私に与えられた現在の職務を全うするのが私の責任と考えているところであり、町民の

皆様のご理解がいただけるのであれば、来年五月に予定されるであろう町長選挙に再び立候補し、町民の皆様の審判を仰ぎたいと考えております。もし、町民の皆様から再び負託をいただけたならば、将来を担う子供たちのためにも住みよいまち富加町を目指して、今まで以上に責任感と使命感と、そして情熱を持って取り組んでまいりますので、議会のございますので、議会の皆様におかれましてもご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

また、町長報酬の減額、三割カットと退職金制度に関するお尋ねについては、当選直後の全員協議会において説明をさせていただきます。一定の御理解をいただいたと考えておりますが、報酬審議会の開催の必要性や重要性、教育長との逆転状態の違和感や不自然さを御指摘いただいた記憶があり、本年十一月に五年ぶりに

開催した報酬審議会の答申でも同様の指摘をいただいたところであり、今回の報酬審議会の答申を踏まえて、今後、議会の皆さんの意見をいただきながら、私の報酬について御判断をいただくとが必要と考えております。

退職金については、関市の尾関市長の例を出されましたが、関市は岐阜県市町村退職手当組合に未加入であり、同一に論ずることはできないと考えております。

参考までに申し上げるならば、岐阜県市町村退職手当組合には県内四十二市町村のうち、市については二十市のうち十五市が加入しており、岐阜市、大垣市、多治見市、高山市、中津川市、関市の六市については未加入ということであり、町村につきましては二十町村全てと美濃加茂市・富加町中学校組合や可茂広域事務組合などの県内広域事務の組合も加

入をしております。私の場合は町長報酬三割カット後の報酬が退職金の支給基礎となり、その結果、退職金も報酬同様三割カットとなっております。このことは公約どおりであり、特に問題があると考えておりません。ちなみに町村で自主的に大幅三割カットを実際しているのはこの富加町だけであり、私の報酬水準については適正かどうかは別として県内最低であることを申し上げておきます。

いずれにしても、報酬審議会の答申と議会の皆様の御意見をお聞きしながら決定していくべきだと考えますので、よろしくお願いを申し上げます。

Q 選挙広報紙の検討を

【梅村 和芳議員】

板津町長は議員時代、迅速な選挙開票、選挙広報紙の活用などを一般質問などで訴えておみえ

ございましたが、その言葉が町長になられてからも行政に反映されているようには思われません。私は、選挙開票は正確さが何より求められ、時間の早い短いはさしたる問題ではないと考えていました。

選挙の啓発活動については、立候補者の政治理念を住民の皆さんに知っていただくために立会演説会の実施を私が議会改革委員長時代に計画しましたが、ほかの事例もあり、商工会青年部にお願

いしましたが、残念なことに断られ、実現しませんでした。それにかわって選挙広報紙の全戸配布を検討し、先進地視察も行い、板津町長も前向きであったように記憶しています。それが、町長になられてからは、どうして実施されないのか理解に苦しむところです。

住民の代表者を選ぶ意味、議員のレベルアップの意味からも、ぜひ実現していただきたいと思いま

すので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

【板津町長】

議員御指摘のように選挙公報の導入につきましては、私のマニフェスト

の中の「積極的な情報公開（町ホームページの充実、町長交際費の公開、本会議のネット中継、選挙公報の導入等）」に努めます」、その中にあり、町長就任以来、執行部内で十分検討はしたところ

でありましたが、実現には至っておりません。しかしながら、積極的な情報公開の観点から、当本会議のネット中継は議会の皆さんの御理解により実現することができました。また、これにつきましては大変感謝をしております。そのほか、ホームページの充実、町

長交際費の公開にも情報公開の観点からいち早く取り組んだところであります。

また、本年四月の町議会選挙におきまして、開票速報を町ホームページによりいち早く実施できたことはこうした考え方に基づくものでありまして、町民の皆さんからも「選挙結果が大変早くわかり、とてもよかった」という意見も頂戴し、大変好評でありました。

選挙公報の実施につきましては、選挙管理委員会の御判断をいただくことになりましたが、以前い

ただきました意見では、候補者が大変身近であること。また、選挙管理委員会事務局での対応が十分でないこと。選挙公報の印刷に係る事業者、実施に係る日程等、クリアしなければならぬことが多々あり、またそして特に最近では期日前投票の普及が進み、選挙公報の発行前に既に投票を済ませる方が多くなってき

たほか、周辺町村の実施状況を考えると時期尚早であるとのことございました。

いずれにいたしましても、今後の課題として引き続き新しい選挙管理委員会には御検討いただきますようお願いしておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げて、梅村議員の質問の答弁とさせていただきます。

Q 住民のライフライン確保のために

【梅村 和芳議員】

水道、電気は住民のライフライン確保のために欠かせないものです。それが、十月二十七日に茨城県で、電気料金未払いのため電気が止められてろうそくで生活していたお年寄り夫婦とその孫の十五歳の娘さんが焼死するという痛ましい事故がありました。同様の住宅火災で二〇〇五年には福岡県で十二歳の女児が、またその二、三年前には同じ九州でろうそくをともしながら勉強していた中三の受験生が寝込んで

しまい火災となり亡くなっています。

こうした事故を未然に防ぐべく、私は以前、中部電力に電気をとめる場合には行政機関に事前連絡し、まずはその善後策を講じてほしいと申し入れ、中部電力からも前向きな回答をいただきました。これが今も実行されているのか。電気が止められている家庭が富加町では何件あるのか。それについての対応はどうされているのかについてもお聞きたいと思えます。

A

【福田福祉保健課長】

この問題に関しましては、平成二十三年第二回定例会において梅村議員より同様の質問があり、住民福祉課長より御回答をしております。

当時、梅村議員が中電に申し入れをされた後、役場より中電に対して電気料未納者への対応を確

認しましたところ、御本人の了承があれば中電から情報提供いただけること。さらに、電気料金未払いの原因が生活困窮にあり、母子家庭、独居老人、独居の傷病治療者の方々であると把握できた場合は、まず中電が未納者の方に対して役場へ相談されるよう促し、もしその方が中電のほうから役場へ連絡することを希望された場合は中電から役場へ情報提供していただけることで合意を得たとご説明しているところであります。

中電に確認しましたところ、現在もその対応に変更はないとのことでありました。ただし、中電も人員削減により訪問による催促が少なくなっており、料金未納者の家庭の状況は把握できなくなりつつあるとのことでした。

中電の協力は引き続きお願いしておりますが、電気を止める前に役場へ積極的に情報提供すると

いうものではなく、あくまで本人の了承や依頼があれば役場へ情報提供するというものでありますので、これまでのところ、中電から情報提供は実際はございません。したがって、議員が御質問の電気料金未納に伴う供給が止められている世帯数につきましては、町に直接生活相談などがあつた事案を除き把握できておりません。

町としましては、電気の供給が止められている世帯に限らず、生活困窮者の方に対する支援を強化する必要があると考えており、その一つとして本年度より始まった生活困窮者自立支援制度があります。

加茂郡内の町村については、可茂県事務所福祉課内に生活困窮者自立支援相談窓口が置かれまして、生活保護に至る前の支援策として生活困窮者に対し生活福祉資金の貸し付けや緊急的な食料の無償提供、家賃相当額の

支給、就労支援、各種滞納金の分割納付に係る相談などを行うため、一人一人の状況に合わせた支援プランを作成して支援することとなりました。支援員を中心に役場関係課が連携して解決に向けた支援を行います。

それ以外にも、民生委員さんからの情報提供によるものや、福祉保健課の窓口や社会福祉協議会において随時相談に応じているところがあります。今後も各方面から情報提供や相談受け付けにより生活困窮者の支援を適切に実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

Q 半布ヶ丘公園について

【河合 英明議員】

富加町の半布ヶ丘公園にあるわくわくの森の芝生広場にある遊具設備は町内を初め近隣から多くの子育ての親子に愛されており、年末年始を含め

て日々多くの若い親子が遊びに来ていて人気のあるスポットになっていきます。子育て世代には種々の手当てが望まれますが、自然環境も重要なポイントになります。遊具設備にはローラー滑り台、クッションネット等の人気の遊具や幼児用遊具があり、空気のきれいな広々とした自然環境の中で伸び伸びと安心していつとを過ぎせることは親にとっても子供にとっても有意義なことです。この周囲には椿の森があり、百種四百本のツバキが植えられています。また、丘の上には展望台

があり、近隣の地域が眺められますし、遊歩道の散策も楽しめます。このわくわくの森には案内看板が設置されており、展望台や遊歩道の表示があります。この恵まれた自然環境は富加町の宝であり、もっと多くの町民や近隣の住民に心の癒やしの場所や健康づくりの場所として、子育て中の若い世代から高齢者までの利用が望まれます。しかし、芝生広場以外をよく知られていないし、余り利用もされていません。この自然の資産をもっと有効に活用し、富加町の魅力として発信することにより、地方創生や定住にもつながると確信します。

そこで、次の質問及び整備を提案します。

一、芝生広場の遊具の修繕、維持のための点検（期間、内容）はどうなっていますか。また、夏場において手で触れることにより熱傷を負うものはないですか。



あれば注意を促す表示板を設置する。

二、展望台は長めがよくなるように周囲の木々を整備し、簡単なあずまやを設置して憩いの場所とする。

三、あずまやまでの道中に桜の木を植林し、花見ができるようにする。

四、遊歩道を含めて目ぼしい樹木に名札を掲げる。これは以前に遊歩道の脇に主たる木に名前がかけられていたが、今はなくなっています。

五、遊歩道には案内板(行き先表示)を設置する。

六、椿の森を含めてPRや利用方法を考える。

(例えばイベント等)
七、利用者の意見、感想を聞くために御意見箱(筆記具を含む)を設置する。

魅力ある資源は利用しやすく、生かすことが望まれます。町としてどのように考えていますか、御答弁よろしくお願いたします。

A

【河合教育課長】

議員も冒頭で述べられてみえますが、半布ヶ丘公園には巨大遊具わくわくの森を初め広大な芝生広場があり、週末になるとたくさん家族連れでにぎわっております。中にはお弁当を広げて楽しく過ごす光景も見受けられます。

質問の一点目の遊具の維持点検につきましては、町の児童公園と小中学校等にありますが遊具の点検を一括で発注しております。点検回数は年一回になっており、今年度は九月下旬に全ての遊具の不具合について点検を実施しております。議員が心配されてみえます熱傷につきましては、現在までに熱傷等により負傷された事例は報告されておられません。御質問二点目の展望台の周囲の整備とあずまや設置につきましては、現在、公園内の高台二カ所

にあずまやを設置しておりますので、今後、新しく設置することは現在のところ考えておりません。展望台の周囲の木々の整備につきましては、シルバーによる環境整備で実施したいと思っております。

御質問の三点目の桜の植林につきましては、既に公園内には多くの桜を植樹しておりますが、引き続き桜の増殖を行っていきたくと考えております。公園内はどの場所でも御自由に御利用ができますので、花見の季節にはぜひお越しいただきたいと思っております。

御質問の四点目及び五点目の樹木の名札と案内板の設置につきましては、議員御指摘のとおり行き先を示す案内板も要所の場所に立っておりますし、樹木の名札も少なくなくなってきておりますので、設置に向けて対応したいと考えております。

御質問の六年目の椿の森のPRと利用方法につ

きましては、議員が御提案してみえますイベント等も考えられますが、まずは先月に開催しましたとみか歴史ウォーキング等を活用した散策やホームページで紹介しております掲示内容の見直しも対策の一つではないかと考えております。

質問の七点目の利用者からの御意見箱の設置につきましては、施設を利用される方々から御意見をいただいておりますので、意見箱の設置につきましては現在のところ考えておりません。

この半布ヶ丘公園は、自然を生かした公園となっており、木々は四季折々の姿を見せております。公園内は日ごろから小学生の皆さんにより清掃していただいております。公園内はいつもきれいな環境が保たれております。今年度においてグラウンド周辺に外灯の設置も計画しており、今後とも地域の皆さんの憩いの場所としてこの施設を活用し

ていただけるよう環境整備を図っていききたいと思っております。

Q デイサービスセンター終了に関する疑問

【木村 康夫議員】

平成二十七年年度をもつ

て二十年間続いた富加町のデイサービスセンターが終了になることは皆さん御存じのとおりだと思います。とても残念なことです。これにより、利用者には不利、不便になることは無いと思っておりますが、町内に施設がなくなることは町民の皆さんは寂しく感じられています。

デイサービスセンターの近年での利用状況、経営状況、民間業者の活動状況を見ると、行政の役割は達成され、この事業からの撤退は妥当な判断と考えています。終了工程等で平成二十八年三月まで運営、その費用として特例で上限六百五十万円を町が負担して終了す

るわけです。利用者に迷惑をかけないことを最優先に考慮し、終了する手段であることは理解しております。しかし、結果として平成二十七年四月から新たに協定した指定管理者制度の事業としては失敗したと言えるでしょう。

さて、この指定管理者制度事業について幾つかの意見、疑問があります。まず、指定管理者の募集には富加町社会福祉協議会一団体のみであったことに疑問を感じます。民間業者が多数進出している事業です。つまり、利益を期待できる事業であり、施設を無償提供という好条件にもかかわらず、募集に他の団体が参加しないのはなぜでしょう。敬遠された原因が知りたいものです。

また、複数応募があれば選定結果はどうなのか。提案金額のない募集です。継続事業の場合はやはり運営実績から継続団体が有利なように思えます。



見当たらず、規定により町と社協の協議の上での対処となります。つまり、協定取り消し時の社協側のリスクについては具体的な取り決めはないのです。町は、協定取り消しの事態に対し、無防備であり、事業のリスク管理の観点から、協定取り消しに関する条件、また費用分担に関する取り決めがないのは不自然であり、協定書の不備ではないかと考えます。

ちなみに、同時期に協定された道の駅での協定書は十五ページあり、事業リスクについて責任分担は各項目ごとに設定されています。そして、協定取り消し時の費用負担等の記述もあります。今回のような事態にも責任分担が明快にされて、円滑に処理できる内容とされています。具体的には、指定管理者が経営悪化により業務が困難になったときは、町長は期間を定め、業務の停止を命じ、停止に関する町への損失は指

定管理者が補填すると理解できます。

さて、デイサービスセンターの危機が最初に議会の話題に上ったのが六月、協定後、たったの三カ月です。この三カ月の間に協定を取り消さなければならぬほどの経営環境の変化があったとは理解しがたいものです。確かに介護報酬の改定があり、収益が予測より約一〇%減少することは事実であり、収益予測より換算すれば二百万円ほど減少すると思われませんが、取り消し依頼の理由の全てとは思えず、社協の内部理由が大きいのではないかと推察します。

協定書を取り交わし、五年間の運営を引き受けたいという観点から、社協理由により協定取り消しであれば、終了までの期間、費用は社協の負担と考えるのが常識だと思います。終了費用の拠出には、町であろうと社協であろうと結果的には税金であることは変わりありませんが、どこかの財布から出すのかは重要な選択項目だと考えます。

町が終了費用を拠出する判断は、この事業が社協内部での独立会計で実施されており、終了の資金がないとのことですが、社協全体で見れば繰越金と福祉基金積立金を合わせれば三千六百万円の運用資金があり、何とか対応できるのではないかと考えられます。これは社協内部の事業に対するスタンスの問題なので直接は意見できませんが、十分に交渉の余地はあったのではないのでしょうか。

以上、サービスセンターの終了に伴う私の意見、疑問を述べさせていただきます。

そして、この特例が今後の指定管理者制度の運用にあしき事例になるのではないかと。社協の信頼、イメージの低下は避けられないのではないかと危惧しております。

一点目、収益が見込める事業にもかかわらず、募集に社協以外が参加しない理由はどのように分析されていますか。事業団体の決定の正当性には複数団体からの選択は必要との観点から、改善の余地はあるのではないかと。の思いから質問します。

現状、町の募集手段に問題があると思っているわけではありませんので、誤解のないよう。

二点目、デイサービスセンターと道の駅の協定書には大きな差があります。その理由は何でしょうか。二者の協定先への不平等を感じます。全ての指定管理者と平等に協定することは指定管理者制度で必須であるという観点から質問します。

三点目、デイサービス終了のための費用六百五十万円は、換算しますと町の全世帯から一世帯当たり三千五百円を負担していたことと同様であり、決して安易な金額ではありません。この費用の算出根拠を御説明お願いします。

四点目、デイサービスセンター終了後の施設の処置はどのようになるのか、予定を御説明ください。

A

【福田福祉保健課長】

初めに、突然のデイサービスセンター閉鎖につきまして、町民の皆様、とりわけ利用者の皆様に大変迷惑をおかけすることとなり、深くおわびいたします。

指定管理者の公募に当たり、社会福祉協議会から提出された収支計画では、これまでの積立金を活用しながら今後五年間、継続運営していくものであり、町としてもその見込みの中で運営は可能であると考えたところですが、しかし、想定していたとおりであったことがあったとはいえ、結果的に社会福祉協議会も町も見込みが甘かったと言わざるを得な

町としては、指定管理者の決定に選択の余地がない状況でありましたが、町と社協は五年間の事業の運営に合意し、民間企業では契約書に当たる協定書を交わしたものと理解します。

さて、事業の終了、すなわち協定の取り消しについて、処理は協定書に従うべきものとの観点から、協定書を査読しました。

協定書は、三ページの簡素なものです。社協からの協定取り消しと理解してはいますが、協定には受託者側から協定取り消しについての取り決めは

いと認識しております。

さて、議員が御質問の町社会福祉協議会以外の応募がない理由をどのよう分析しているのかという点につきましては、町としては公募に際し、特別の条件はつけておらず、資格さえあれば民間事業者も応募できるものと考えておりますが、実際の応募は町社会福祉協議会からのみであり、他の事業者から応募に関する問い合わせもない状況でありました。

町デイサービスセンターを開所以来二十年来にわたり運営を行っていることを考慮すると、やはり他の事業者は応募しづらい状況ではなかったかと想像されます。また、他の市町村でも社会福祉協議会がデイサービス等の介護保険事業を行っていることが多く、その事業収益の一部を社会福祉活動に充てている場合もあります。そのような背景の中で、社会福祉協議会に対抗し応募する民間

事業者は少ないのではないかとも思われます。

また、事業団体決定の正当性に複数団体からの選択は必要との御意見ですが、期限までに応募者がなかった場合や、応募者が適格者でなかった場合は、再公募の方法として当町を営業の区域としている多くの民間事業者に応募を促すような方法もあり得ると思えますが、原則はやはり自主的に事業者から応募があることが望ましいというふうに考えております。

次に、デイサービスセンターと道の駅の協定書記載内容に大きな差があるが、その理由は何かという御質問ですが、社会福祉法人については社会福祉法の規定により収益事業に関する会計はそれぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならぬとされており、社会福祉協議会の一般会

計や社会福祉基金から収益事業である介護保険事業の赤字補填はできません。ただし、町社会福祉協議会がデイサービスと居宅介護支援事業以外に収益事業を行っていただければ、その中の資金の補填は可能であったと思われませんが、そのような事業は行っておりませんので、赤字に転落する前に指定管理者をおりるか方法はないと思われま

すが、それが、赤字に転落する前に指定管理者をおりるか方法はないと思われま

したがって、全ての指定管理者と平等に協定をすることが必要との御意見であります。道の駅の協定にあるような経営悪化により業務停止した場合の損失補填を町社会福祉協議会に求めることは実質的に困難であり、協定書に同様の規定を設けることはできないと考えております。

担の規定を設けることと考えると考えております。

次に、デイサービスセンター終了のための費用六百五十万円の算出根拠の御質問ですが、これにつきましてはデイサービスと居宅介護支援事業について、介護報酬と利用者自己負担金などからなる収入と、人件費や施設管理費などの支出について、事業終了までに最大どの程度の赤字が見込まれるかを社会福祉協議会が試算をしたものであります。

具体的には、デイサービスの収入が千三百七十万円、支出が二千七百六十万円、支出が千三百九十万円の赤字、居宅介護支援事業の収入が五百四十万円、支出が七百九十万円、合計で千六百四十万円の赤字であります。積立金が九百九十万円ありますので、これを差し引いて六百五十万円の赤字を見込み、九月定例議会にて補正予算をお願いしたこ

ろであります。

なお、その際にも申し上げましたが、社会福祉協議会には引き続き赤字幅削減の努力をお願いしているところでありまして、六百五十万円は確定額ではなく最終的に必要分のみを支払うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、デイサービスセンター終了後の施設はどのようにするのかという御質問ですが、居宅介護支援事業については以前より御説明しておりますように今後も町にとって必要なものであると考えておりますので、来年度からは町が事業者となり、業務は社会福祉協議会へ委託する形で当面は継続したいと考えており、その事務所として引き続きデイサービスセンターを利用する予定です。

また、フロア部分については引き続き高齢者向け施設として有効活用するための具体的な方法を示すべく、関係者により協

議を重ねてきました。しかし、既に御案内しているように介護報酬制度の改正により予防給付として提供されている全国一律の訪問介護、通所介護が市町村ごとに独自に取り組む地域支援事業へ移行することとなり、こうした体制づくりと絡めた施設活用方法など検討しなければならぬ事項も多く、結論を出すまでには至りませんでした。

したがって、来年度当初からの施設活用は困難な状況であります。他市町村の事例も参考に早期の施設有効活用につなげたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

平成二十八年 度予算編成の基本 姿勢について

【木村 康夫議員】

平成二十七年度も四分の三を経過し、本年度予算化された事業も円滑に実施されていると理解し

ております。

九月定例会時点では、B&Gトイレ改修や保育園の増築などの事業の前倒しもあり、補正後の予算はおおむね二十八億八千六百万円となっており

ます。平成二十四年度から予算は年々上昇しており、議会では歳出が拡大し過ぎではないかとの意見もあります。また、財政調整基金とのバランスを懸念する声もあります。

人口減少による税収の減少懸念や、国、県からの補助金の確保も年々難しくなりつつある中、過去に整備したインフラもそろそろ老朽化を迎え、更新の時期を迎えているとの話も聞きます。町の発展を推進しながら、健全な財政を維持という難しい行政のかじ取りを要求されていると思います。

さて、三月には二十八年度予算の編成に対して審議があるわけです。新人議員にとっては初めて挑む予算編成です。気を引き締めて臨もうと思

ます。つきましては、予算編成について基本姿勢について質問させていただきます。

一点目、平成二十八年の予算規模はどのくらいなのでしょう。

二点目、平成二十八年の重点事業は何をお考えでしょうか。また、地方創生との関連はいかがでしょうか。

三点目、平成二十七年歳入当初予算では自主財源と依存財源では依存財源が多くなっています。その実態より、国、県との連携が重要であると思えます。国、県からの資金拠出事業の見込みについて予想をお願いします。

A

【板津町長】

予算編成の基本方針につきましては、富加町予算規則第三条により、前年度の十一月末日までに決定するものと規定をされております。平成二十八年度の当初予算編成方

針は十月十八日付にて総務課長より各課長宛てに通知し、現在、予算調製及び査定を順次行っており、先般、私も主要事業の査定を行ったところであります。なお、予算編成方針につきましては、町ホームページにも掲載をさせていただいておりますので、ご覧いただくと幸いです。

さて、議員お尋ねの予算規模でございますが、確かに平成二十七年度は保育園の増築工事やB&G海洋センタートイレ増築工事などの建築工事やマイナンバー法の対応として急遽パソコンの購入を行うなどの追加した事業があり、二十七億九千万円の当初予算が二十九億二千七百万円となっております。しかしながら、

地方税や地方交付税、国・県支出金などの財源を勘案いたしますと、現予算程度は確保する必要があります。平成二十八年度の当初予算編成方

としては大変小さな団体でありますので、何か大きな事業を行おうとするならば予算規模は大きく変動することとなります。県下の四十二市町村のうちで恐らくや東白川村に次ぐ予算規模の小さな富加町であります。平成二十八年年度当初予算規模につきましては、現在調製を行っている最中であり

ますけれども、現在の地方創生の関連、今やらなければならぬ事業、また今手をつけておかないといけない事業等のことを考えると、今年度の当初予算程度は必要ではないかと現在のところ考えております。

二つ目の質問でありますけれども、二十六年年度補正予算から地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、地方創生に向けた取り組みを進めておりますが、本年十月に策定、公表いたしました富加町総合戦略に基づく事業が新年度より本格的にスタートし、

移住、定住の促進、結婚や子育ての支援に関する事業などを重点事業として実施したいと考えています。特に滝田住宅跡地利用としてスタートしましたジャストタウン滝田の土地分譲を足がかりとした定住促進奨励金制度は、町内に住宅建築される全ての方を対象とするなど、移住、定住のきっかけとなり、人口の増加につながることを期待しているところであります。

三つ目の御質問の国、県からの資金拠出事業の見込みについてですが、国、県の支出金につきましては法で定められる負担金と事業を執行することで受けられる補助金や交付金などがあります。議員がお尋ねの部分に当たるものとしては地方交付税のことかと存じますが、国の基本方針等を見ますと算定方法の見直しなどが示唆されております。今後、そうした動きにも注視していきたいと考えております。予算編

成に当たっては、国、県の事業計画や動向を調査し、補助基本額、補助率、負担区分、町の借金であります起債の利用など、現実な収入見込みを立てた上で行ってまいります。今後の課題として、自主財源の確保は町税の大幅な増加が期待できない今、ふるさと納税等の取り組みや民間工業団地への企業誘致、あわせて遊休町有地の売却等も含め財源確保に努めていきたいと考えております。



東京陳情と議会全員視察研修報告

総務産業建設常任委員会委員長：梅村 登次

〈東京陳情〉

岐阜県選出国會議員への陳情

期 日：平成27年12月2日（水）

出席者：佐曾利議長以下議員全員

板津町長・足立建設課長・川合事務局長

陳情先：今井雅人衆院議員・金子一義衆院議員（財務省主計局長）

大野奏正参議院議員・渡辺猛之参議院議員

◆上記は陳情順です。しかも全員代議士本人に直接陳情することが出来ました。

*岐阜県の総務部長を歴任された財務省主計局長が偶然にも金子事務所にお見えになり、金子先生の計らいで陳情できました。

要 望 事 項

1、地方財政関係

1) 地方財政の充実強化

- 地方交付税の算定において創設された「まち・ひと・しごと創成事業費」の長期的財政措置（人口減少等特別対策事業費）の確立

【地方創生と人口減少対策は短期的な取り組みでは成果が出ない。従って継続的な支援を陳情しました。】

- ゴルフ場利用税制度の堅持

【11月30日に存続の方針が発表されましたが再度陳情をしました。】

- 固定資産税の安定的確保

【固定資産税は町財政の貴重な財源であることから現行制度の堅持を陳情しました。】

- 自動車取得税の廃止等に伴う代替財源の確保等

【自動車取得税に変わる制度を平成28年度税制改正での制度設計を陳情しました。】

2) 長良川鉄道への経営支援

- 鉄道インフラの老朽化等に対する対策支援の充実

【老朽化対策の早期支援を陳情しました。】

- 第3セクター経営安定補助の拡充

【従来の支援の延長・充実を陳情しました。】

3) 国における消防団員確保制度の確立

- 消防団員確保のための事業所に対する国税優遇措置の創設等

【平成28年4月1日から施行される岐阜県の消防団協力事業所の事業税免除制度だけでなく国税の優遇措置の創設を陳情しました。】

2、土木・建設関係

1) 東海自動車道のさらなる整備

- 平成32年度全線開通に向けた事業推進予算の確保

【西回り区間の早急な整備を陳情しました。】

- 土岐 JCT ～ 関広見 IC の対面通行区間の早期4車線化

【現在の2車線では交通渋滞、交通事故の要因になるために早期に4車線化の実現を陳情しました。】

2) 東海北陸自動車道4車線化の推進

- 東海北陸自動車道4車線化の早期実現

【現在約6割が2車線で交通渋滞、交通事故の要因になるために早期に4車線化の実現を陳情しました。】

3) 主要地方道富加七宗線バイパスの事業化

- 現道に代わるバイパス整備 (L=1.3km) 及び河川環境整備 (川浦川) の事業化

【現道が約1kmにわたり住宅沿いでカーブ、見通しが悪い危険を解消し、東海環状自動車道富加関インターや国道418号線へのアクセスの良好なバイパス沿いに水辺公園を整備し、自然環境を生かした住みやすい町、定住の町にするためにバイパス整備の早期実現化を陳情しました。】

3、農業関係

1) 農作物鳥獣被害対策

- 行政界を超えた被害防止対策の推進

【サル、イノシシ等の駆除体制を県、県境を越えた体制の整備の支援を陳情しました。】

4、福祉関係

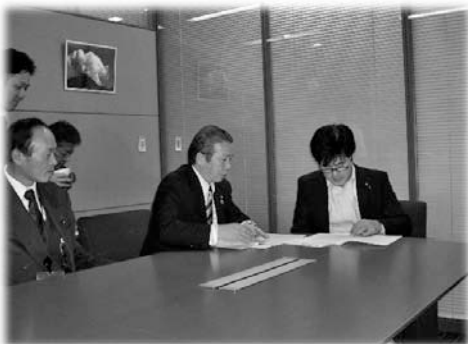
1) 国保の広域化に伴う財政支援

- 財政調整機能の強化など、公費の拡充による制度の安定化

【保険料、収納率、法定外繰り入れ、市町村格差の解消に財政調整機能の強化など、公費の拡充を陳情しました。】

陳情を終わって

今回の陳情では、国会議員本人に直接陳情できた事は何かの巡りあわせで又、陳情の効果が出るのではと期待が持てる1日でした。只、議員会館どこも非常に暑かったです。



今井雅人衆議院議員



金子一義衆議院議員



財務省主計局長



大野奏正参議院議員



渡辺猛之参議院議員

〈 議 員 全 員 視 察 研 修 〉

東日本大震災における宮城県仙台市、南三陸町、松島町の復興状況の視察

期 日：平成27年12月3日（水）～12月4日（木）

出 席 者：佐曾利議長以下議員全員

板津町長・足立建設課長・川合事務局長

南三陸町における東日本大震災の概要（今回のメイン視察地）

発生日時：平成23年3月11日（金）午後2時46分

震 源：三陸沖 深さ約24キロメートル

規 模：マグニチュード9.0

最大深度：震度7（栗原市築館） 南三陸町志津川 震度6弱

人的被害：死者 620人 行方不明者 212人

建物被害：全壊 3143戸 半壊、大規模半壊 178戸

視 察 状 況

私達は、仙台駅からバスに乗って仙台市内を通り南三陸町を視察しました。東日本大震災の概要は上記の通りですが、バスガイドさんが途切れることなく語ってくださいました。その生の声を少しでもメモしてまいりましたのでご紹介させていただきます。

東日本大震災は震源地が3か所であったため初めの揺れは3分、その後7分揺れが続いた。この少し前に気持ちの悪い地震があった、前触れであった。東日本大震災の大きさは飛行機が250機ぶつかったのと同じである。津波は海から川を49キロメートルもさかのぼった。被災した人たちが又戻れるのには非常に大変な問題がある、まず土地の問題でここは土地の無い所であり35坪位の住宅を建てる場合土地とともに3500万位になる、住んでいた土地の国の買い上げは3,000円/坪、一番高くして7,000円/坪であること。現在の仮設住宅は平成29年に終わること。南三陸町は過疎地であることなどを話して頂きました。

南三陸町立戸倉中学校を視察

海から200～300m離れしかも20mの高台にあった学校が1階まで津波に飲み込まれた学校です。一先生の指示で裏山、体育館の裏に避難した人は助かり、校庭、グラウンドにいた人が犠牲になって見えます。実際学校の校庭から海を見てもここまでは来るはずのない高さでした。今は何もない所に校舎と体育館がポツンと建っており、校庭には仮設住宅が建っています。

南三陸町の防災対策庁舎を視察

町の中心地に建っていたのに、周り一体何もない中にポツンと建っていました、近くでは計画が分らないので盛土が異様な光景に見えました。この建物は命を懸けて避難を呼びかけた危機管理課の女性職員、課長補佐、のかたを含め41人の方々の方が亡くなられた事はマスコミで何度も知っていましたが、何もない中でポツンと建っているのを見るとご冥福を祈らずにはおれませんでした。

南三陸さんさん商店街を視察

何もない町になった一角に仮設の商店街が沢山有りました。町民の生きる糧の商店でした。平日の4時頃でしたのでお客さんは見ませんでした。近くをランドセルを背負った小学生が4～5人大きな声で遊びながら走っていく姿にホッとしました。

視察を終えて

正直、復興はまだこれだけか？何もない景色の中に、堤防の様な盛土が所々あるだけで、重機、ダンプが沢山いるわけでもなく一体いつ整備されるのか、仮設住宅の期限が切れる29年に間に合うのか？と思わざるしかありませんでした。ただ、ガイドさんがここまで復興しました、と言われたのを聞いて少し安堵の気持ちになりました。災害、防災に絶対安全はない事を心に刻み研修を終わりました。

戸倉中学校 階段の上で海から20mの高台
しかしこの場所にいた人は犠牲になりました。
2階の床まで津波が押し寄せました。



何も無い所にポツンと建っています。
周囲の盛土が堤防の様でした。



この様に復興する日は
いつでしょうか

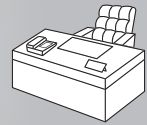
さんさん商店街、沢山の店舗が有ります。
周囲は何もありません。



所々こんな光景です。
ショベル1台、ダンプ1台



議 会 の 動 き



【10月】

- 4日 町民運動会
- 9日 岐阜県議長会定期総会・正副議長研修会
- 10日 とみか保育園運動会
- 11日 全国育樹祭
- 16日 富加町・坂祝町議員交流会
- 18日 防災訓練
- 19日 富加町第五次総合計画・総合戦略審議会
- 20日 例月現金出納検査
- 24日 岐阜県農業フェスティバル
- 29日 国保・介護保険運営協議会
- 30日 地方自治連絡協議会
- 30日 可茂町村議会議長会

【11月】

- 2日 政権与党国会議員との意見交換会
- 8日 やわらかバレーボール大会
- 9日 岐阜県浄化槽連合会大会
- 11日～12日 町村議長全国大会
- 13日 議会運営委員会

14日～15日 富加町民まつり

- 16日 可茂地域市町村議会議員研修会
- 17日 文教厚生常任委員会保・小・中訪問
- 18日 例月現金出納検査
- 24日 知事との意見交換会
- 29日 御嵩町六十周年記念式典
- 30日 中濃農業共済事務組合議会定例会
- 30日 美濃加茂市富加町中学校組合議会定例会
- 30日 議会運営委員会

【12月】

- 1日 岐阜県町村議長会理事会・評議委員会
- 2日～4日 東京陳情、全員視察研修
- 8日～11日 第6回町議会定例会
- 9日 総務産業建設常任委員会
- 10日 文教厚生常任委員会
- 16日 富加町第五次総合計画策定審議会
- 24日 可茂地域一部事務組合議会
- 26日 年末夜警巡

編集後記

みなさん、明けましておめでとうございませう。平成二十七年度も後三ヶ月となりました、議員の改選後既に9ヶ月が過ぎたわけですが、早いものです。十二月定例会の最終日は十二月とは思えないほどの暖かさでした、今年はこのところ暖冬を実感しております。

議会は、運動会、研修を数々こなした、十二月に国会議員先生への陳情を行いました。地元選出の国会議員の金子、今井、渡辺、大野、各先生に接見でき直接、要望をお話する機会を得ることができ、目的を達することができたのではないかと感じております。私にとっては、国会議員の先生方と直接会話できるという貴重な経験をさせてもらいとても勉強になりました。

続いての東日本大震災の復興状況の視察では、災害の悲惨さ、復興の難しさを実感してきました。海のなごい富加町ですが、災害は何時、何が起るかわかりません、実際の被災現場を見ることで、災害への備えの必要性を理解するにはとても意義のある視察であったと思います。

さて、十二月定例会の議案は、選挙管理委員の選挙、補正予算、条例の改正などでしたが、大きな懸案事

項もなく議案は全て承認となりました。これは町政が円滑に行われている現れだと思えます。みなさんの手元にマイナンバーの通知が届いていると思いますが、議案では、マイナンバーに関し、個人情報取り扱いに関する条例の改定と、富加町まち・ひと・しごと創生基金の制定について、討議が多く行われました。本当にマイナンバーが有効に利用されるにはもう少し時間と行政の仕組みの整備が必要で急がなくてはならないようです。議案以外では、ジャストタウン公募、長良川鉄道の観光列車、財務書類の試行、総合戦略などの報告、討議が行われています。

議会最終日には十名程の傍聴者を迎え、多少の緊張を覚えつつ嬉しさも感じ、議会に臨みました。今回も一般質問は十二件と活発であり、執行部の真摯な答弁には感謝いたします。私の一般質問では、民間と行政との違いを実感し、少々知識不足を露見した感はありましたが、目的は達したと感じております。

議会は、益々まとまりを増しています。今後の活動にご期待ください。

(文責 木村 康夫)
 ■議会広報編集委員会

委員 川崎 伸泰
 委員 木村 康夫